

東京都私立学校教育助成条例

昭和53年3月31日

東京都条例第10号

東京都私立学校教育助成条例（昭和26年東京都条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、私立学校の振興を図るため、東京都（以下「都」という。）が学校法人に対して行う助成に関し、必要な事項を定めるほか、私立の学校の振興に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

2 この条例において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人が都の区域内に設置するものをいう。

3 この条例において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

4 この条例において「助成」とは、学校法人に対し補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。

（経常的経費についての補助）

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮って知事が定める。

（その他の助成）

第4条 都は、前条第1項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

（補助金の増額）

第5条 知事は、私立学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

（補助金の減額等）

第6条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を

減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- 三 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第3条第1項による補助金を交付しないことができる。

(助成の申請)

第7条 この条例による助成を受けようとする学校法人は、規則の定めるところにより申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等の提出があった場合には、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めたときは、助成の決定をするものとする。

2 知事は、前項の助成の決定をする場合において、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第6条第1項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(準学校法人等への準用等)

第10条 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校を設置する学校法人に対して第3条から前条までの規定を適用する場合には、第3条から第6条まで及び前条の規定中私立学校のうちには私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

2 第3条から前条までの規定は、私立学校法第64条第4項に規定する法人に準用する。この場合において、第3条から第6条まで及び前条の規定中「私立学校」とあるのは「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都私立学校教育助成条例に基づき行った助成に関しては、なお従前の例による。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

3 第3条から第7条まで及び第9条の規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。)及び同法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

(東京都私立学校助成審議会条例の一部改正)

4 東京都私立学校助成審議会条例(昭和33年東京都条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和26年2月東京都条例第20号)」を「昭和53年東京都条例第10号)」に、「基き」を「基づき」に、「はかる」を「図る」に、「付属機関」を「附属機関」に、「おく」を「置く」に改める。

附 則

(平成12年東京都条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(平成19年東京都条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(平成19年東京都条例第131号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から

施行する。ただし、第10条第1項の改正規定(「第9条」を「前条」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(平成26年東京都条例第118号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則

(平成28年東京都条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 帯 決 議

昭 和 53 年 3 月 29 日

昭和53年第1回定例会

本条例の施行にあつては、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本条例第3条に規定する東京都の経常費補助は、予算の範囲内で補助することができるとなっているが、できるだけ速やかに当該私立学校における教育に係る経常的経費の2分の1とするように努めること。
- 2 補助金減額等の措置を講ずる場合は、私立学校の自主性を極力尊重すること。
- 3 第10条準学校法人等への準用等についても、今日までの歴史的な教育実績を考慮しながら直接助成ができ得るように特段の配慮をすること。

東京都私立学校教育助成条例施行規則

昭和53年5月19日
東京都規則第82号

(経常的経費の範囲)

第1条 東京都私立学校教育助成条例(以下「条例」という。)第3条第2項の規則で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 一 教員等(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の園長、校長、副園長、副校長、教頭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師として知事が定める者をいう。以下同じ。)の給与に要する経費
- 二 職員(教員等以外の私立幼稚園等の職員のうち、知事が定める者をいう。)の給与に要する経費
- 三 幼児、児童又は生徒(以下この項において「幼児等」という。)の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費
- 四 幼児等の厚生補導に直接必要な経費等

2 前項各号の経費の範囲は知事が定める。

(申請書の記載事項及び関係書類)

第2条 条例第7条で定める申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請法人の名称、理事長名及び所在地
- 二 助成の対象となる事務又は事業(以下この項において「助成事業」という。)の目的及び内容
- 三 助成事業に係る経費の配分、経費の使用方法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画
- 四 助成事業に係る額及び算出の基礎
- 五 その他知事が定める事項

2 前項の申請書には、知事が定める関係書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成2年東京都規則第105号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年度分の経常的経費の算定から適用する。

附 則

(平成12年東京都規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成19年東京都規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(平成19年東京都規則第257号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定中「教頭」を「副園長、副校長、教頭」に改める部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年東京都規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(平成28年東京都規則第114号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。